

熊本県公報

号外 第19号
令和4年(2022年)
3月31日(木)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	(人事課) 1
○熊本県広域本部設置条例施行規則の一部を改正する規則	(〃) 1
○熊本県会計規則の一部を改正する規則	(会計課) 1
訓 令	
○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令	(人事課) 3
○熊本県半導体立地支援室設置規程	(〃) 9
○熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令	(〃) 9
○熊本県東京事務所処務規程の一部を改正する訓令	(〃) 10
○熊本県大阪事務所処務規程の一部を改正する訓令	(〃) 11
○熊本県八代児童相談所処務規程の一部を改正する訓令	(〃) 11
○熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令	(〃) 11
○熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令	(〃) 12
○熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令	(〃) 12
○熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令	(〃) 12
○熊本県空港アクセス整備推進室設置規程の一部を改正する訓令	(〃) 13
○熊本県公印規程の一部を改正する訓令	(県政情報文書課) 13

規 則

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第11号

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の職の設置に関する規則(昭和31年熊本県規則第59号)の一部を次のように改正する。
別表第1本庁の欄中「情報政策審議監」及び「情報企画監」を削り、「危機管理防災企画監」を「危機管理防災企画監」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

熊本県広域本部設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第12号

熊本県広域本部設置条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県広域本部設置条例施行規則(平成25年熊本県規則第3号)の一部を次のように改正する。
第3条第2項の表森林及び林業に係る工事の検査に関する事務の項を削る。

附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に熊本県県央広域本部上益城地域振興局において行われた処分、通知その他の行為に係る書類又は熊本県県央広域本部上益城地域振興局に提出された申請書その他の書類(いずれも宇土市、宇城市又は下益城郡の区域に係る森林及び林業に係る工事の検査に関する事務に係るものに限る。)は、同日以後においては、熊本県県央広域本部宇城地域振興局において行われた処分、通知その他の行為に係る書類又は熊本県県央広域本部宇城地域振興局に提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第13号

熊本県会計規則の一部を改正する規則
熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）の一部を次のように改正する。
別表第4知事部局の項中「情報政策課」を「システム改革課」に改める。

別表第6中	「福祉総合相談所の出納員	八代児童相談所の会計職員	児童保護費負担金の徴収に係る現 び保管に関する事務
-------	--------------	--------------	------------------------------

「福祉総合相談所の出納員	八代児童相談所の会計職員	児童保護費負担金の徴収に係る び保管に関する事務
中央家畜保健衛生所の出納員	城北家畜保健衛生所及び阿蘇家畜保健衛生所の会計職員	1 熊本県手数料条例（平成1 例第9号。以下この項におい いう。）第2条第1項第25 家畜検査手数料の徴収に係る び保管に関する事務 2 条例第2条第1項第260 畜注射手数料の徴収に係る現 保管に関する事務 3 条例第2条第1項第261 畜検査証明書又は家畜注射証 手数料の徴収に係る現金の出納 する事務 4 条例第2条第1項第651 畜保健衛生所検査手数料の徴 の出納及び保管に関する事務 5 条例第2条第1項第651 る家畜保健衛生所診断書等交 収に係る現金の出納及び保管

金の出納及

を

現金の出納及

2年熊本県条
て「条例」と
9号に掲げる
現金の出納及

号に掲げる家
金の出納及び

に改める。

号に掲げる家
明書の交付手
及び保管に関

号に掲げる家
収に係る現金

号の2に掲げ
付手数料の徴
に関する事務

附 則
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第4号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和4年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令
熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令第29号）の一部を次のように改正する。
第4条第3項中「健康福祉部」の次に「及び環境生活部」を加え、同条中第9項を削り、
第10項を第9項とし、第11項から第15項までを1項ずつ繰り上げ、第16項を削り、
第17項を第15項とし、第18項を第16項とし、第19項を第17項とし、第20項
を第18項とし、同項の次に次の1項を加える。
第19条企画振興部に情報技術専門監を置くことができる。
第4条第2項を第20項とし、第22項から第27項までを1項ずつ繰り上げる。
第5条中第9項を削り、第10項を第9項とし、第11項から第16項までを1項ずつ
繰り上げ、第17項を削り、第18項を第16項とし、第19項を第17項とし、第20
項を第18項とし、第21項を第19項とし、同項の次に次の1項を加える。
第20条情報技術専門監は、上司の命を受け、デジタル戦略に関する特命事項を処理する。
第5条中第22項を第21項とし、第23項から第27項までを1項ずつ繰り上げる。
第15条第5項中「健康福祉部長専決事項」の次に「及び環境生活部長専決事項」を加
え、同条中第6項を削る。
第16条中「ときは」の次に「、情報技術専門監」を加える。

別表第1 企画振興部の項中

	企画課
	統計調査課
地域・文化振興局	地域振興課
	文化企画・世界遺産推進課
交通政策・情報局	交通政策課
	情報政策課
球磨川流域復興局	

を

地域・
交通政
デジタ
球磨川

	企画課
文化振興局	地域振興課
	文化企画・世界遺産推進課
策・統計局	交通政策課
	統計調査課
ル戦略局	デジタル戦略推進課
	システム改革課
流域復興局	

に改める。

別表第3の1の表危機管理防災課の部第3項知事決裁事項の欄第7号中「第74条の2
第1項」を「第74条の3第1項」に、「市町村長」を「災害発生市町村長」に改め、同
号を同欄第10号とし、同欄第6号を同欄第8号とし、同号の次に次の1号を加える。
9 同法第74条の2第1項の規定により災害発生市町村長を応援することを求めるこ
と。

別表第3の1の表危機管理防災課の部第3項知事決裁事項の欄中第5号を第7号とし、
第4号の次に次の2号を加える。
5 同法第61条の5第2項又は第4項の規定により要避難者の受入れについて協議す
ること。

6 同法第61条の8の規定により居住者等の運送を要請し、又は指示すること。
別表第3の1の表危機管理防災課の部第3項知事決裁事項の欄に次の3号を加える。
11 同法第86条の9第2項若しくは第4項又は第86条の11の規定により被災住
民の受入れについて協議すること。
12 同法第86条の10第1項の規定により市町村長が実施すべき措置の全部又は一
部を当該市町村長に代わって実施すること。

13 同法第86条の14の規定により被災者の運送を要請し、又は指示すること。
別表第3の1の表危機管理防災課の部第3項部内局長専決事項の欄第12号中「第74
条の2第4項」を「第74条の3第4項」に改める。

別表第3の2の表総務私学局の部総務厚生課の款第7項中「報酬」の次に「、短期給付
及び福祉事業に係る共済の掛金」を加え、同項課長専決事項の欄に次の1号を加える。

6 短期給付及び福祉事業に係る共済の掛金の支払に関すること。
別表第3の2の表総務私学局の部総務厚生課の款第8項中「及び費用弁償」を「、費用
弁償、短期給付及び福祉事業に係る共済の掛金」に改め、同項課長専決事項の欄に次の1
号を加える。

7 短期給付及び福祉事業に係る共済の掛金の支払に関すること。
 別表第3の2の表総務私学局の部総務厚生課の款中第14項を第15項とし、第11項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、第10項の次に次の1項を加える。

<p>1 1 地方公務員法第2条の3第1項、地方公務員法等に関する法律第6条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により任用された職員（選挙管理委員会、人事委員会、事務局、労働委員会及び教育委員会並びに学校以外の教育機関に任用された者並びに熊本県の公務員を除く。）の社会保険に</p>				<p>1 社会保険等の及びの関と 資格のの及びの関と 喪失等の及びの関と 得喪等の及びの関と 手続及びの関と 支払に するこ 。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

別表第3の2の表総務私学局の部財産経営課の款第6項部（公室）長専決事項の欄第1号中「第10条」を「第11条」に改める。

別表第3の3の表統計調査課の部を削り、同表交通政策・情報局の部中「交通政策・情報局」を「交通政策・統計局」に改め、同部交通政策課の款第11項中「交通政策・情報局長」を「交通政策・統計局長」に改め、同款の次に次のように加える。

<p>統計調査課</p>	<p>1 統計法（平成19年法律第53号）及び熊本県統計調査条例（昭和30年熊本県条例第19号）に基づく調査（他課所掌のものを除</p>	<p>1 同条例に基づく統計調査を指定すること。</p>		<p>1 同条例に基づく統計調査の実施要綱を決定すること。 2 同条例に基づく統計調査の結果の公表を行</p>	<p>1 同法に基づく統計調査、同条例に基づく統計調査、その他の統計調査の実施計画をすること。 2 同法及</p>		
--------------	--	------------------------------	--	--	--	--	--

	く。)に 関 する こと。			う こと。 3 同法及 び同条例 に基づく 調査区 の設定 を行う こと。	び同条例 に基づく 調査員 の任免 を行う こと。 3 同法に 基づく 統計調 査の月 例報告 及び四 半期報 告をす ること。 4 統計年 鑑等の 編さん 及び各 種統計 資料を 配布す ること。		
2	県勢の調 査に 関する こと。						

別表第3の3の表交通政策・情報局の部情報政策課の款を削り、同部の次に次のように加える。

デジタル 戦略 局	デジタル 戦略 推進 課	1	デジタル 社会の形 成に向けた 施策の企画 及び推 進に 関する こと。					
		2	デジタル 戦略局長 に 関する こと。					
	シス テム 改 革 課	1	庁内のデ ジタル化 に係る 施策の 企画 及び推 進に 関する こと。					

別表第3の4の表健康福祉政策課の部第6項に次の1号を加える。

(6)	民生委 員に 関 する こと。						
-----	-----------------------------	--	--	--	--	--	--

別表第3の4の表健康危機管理課の部第6項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9)	愛玩動物 看護師 養成 所 に 関 する こと。	1	愛玩動物 看護師 法（令和 元年法 律第50 号）第3 1条第2 号の規 定によ る愛玩 動物 看護師 養成 所の指 定に	1	同規則 第3条 のよ うに 規定 する 変更 及び 届出 に 関 する こと。 2 同規則 第6条 のよ うに 規定 する 報告		
-----	---	---	---	---	---	--	--

		関すること。 2 愛玩動物看護師養成所指 定規則（令和3年農林水産省・環境省令第7号）の規定による取消しに 関すること。		徴収及び指示に関すること。		
--	--	---	--	---------------	--	--

別表第3の4の表長寿社会局の部高齢者支援課の款第3項部（公室）長専決事項の欄に次の2号を加える。

8 同法第127条の規定による社会福祉連携推進認定をすること。

9 同法第145条第1項又は第2項の規定による社会福祉連携推進認定の取消しをすること。

別表第3の4の表長寿社会局の部高齢者支援課の款第3項部内局長専決事項の欄に次の1号を加える。

10 同法第144条において準用する同法第56条の規定による社会福祉連携推進法人の監督に関すること。

別表第3の4の表長寿社会局の部社会福祉課の款第6項部（公室）長専決事項の欄に次の2号を加える。

8 同法第127条の規定による社会福祉連携推進認定をすること。

9 同法第145条第1項又は第2項の規定による社会福祉連携推進認定の取消しをすること。

別表第3の4の表長寿社会局の部社会福祉課の款第6項部内局長専決事項の欄に次の1号を加える。

10 同法第144条において準用する同法第56条の規定による社会福祉連携推進法人の監督に関すること。

別表第3の4の表長寿社会局の部社会福祉課の款第14項を削り、同款に次の1項を加える。

14	ひきこもりの支援に関すること。					
----	-----------------	--	--	--	--	--

別表第3の4の表子ども・障がい福祉局の部子ども未来課の款第3項部（公室）長専決事項の欄に次の2号を加える。

7 同法第127条の規定による社会福祉連携推進認定をすること。

8 同法第145条第1項又は第2項の規定による社会福祉連携推進認定の取消しをすること。

別表第3の4の表子ども・障がい福祉局の部子ども未来課の款第3項部内局長専決事項の欄に次の1号を加える。

8 同法第144条において準用する同法第56条の規定による社会福祉連携推進法人の監督に関すること。

別表第3の4の表子ども・障がい福祉局の部子ども家庭福祉課の款第5項部（公室）長専決事項の欄に次の2号を加える。

8 同法第127条の規定による社会福祉連携推進認定をすること。

9 同法第145条第1項又は第2項の規定による社会福祉連携推進認定の取消しをすること。

別表第3の4の表子ども・障がい福祉局の部子ども家庭福祉課の款第5項部内局長専決事項の欄に次の1号を加える。

10 同法第144条において準用する同法第56条の規定による社会福祉連携推進法人の監督に関すること。

別表第3の4の表子ども・障がい福祉局の部障がい者支援課の款第2項部（公室）長専決事項の欄に次の2号を加える。

8 同法第127条の規定による社会福祉連携推進認定をすること。

9 同法第145条第1項又は第2項の規定による社会福祉連携推進認定の取消しをすること。

別表第3の4の表子ども・障がい福祉局の部障がい者支援課の款第2項部内局長専決事項の欄に次の1号を加える。

10 同法第144条において準用する同法第56条の規定による社会福祉連携推進法人の監督に関すること。

別表第3の6の表産業振興局の部企業立地課の款第7項の次に次の1項を加える。

8 半導体立 地支援室に 関するこ と。						
(1) 半 導体関 連の業 及誘致 及び積 るに取 組調整 の及推 進に 関す るこ と。						

別表第3の7の表観光交流政策課の部中第10項を第11項とし、第6項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、同部第5項中「在熊外国人対策」を「多文化共生」に改め、同項を同部第6項とし、同部中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 コン テン ツを 活用 し交 流促 進に 関す るこ と。						
---	--	--	--	--	--	--

別表第3の7の表観光企画課の部第12項を削る。
別表第3の8の表流通アグリビジネス課の部第8項を削り、第9項を第8項とし、第10項を第9項とし、第11項を第10項とする。
別表第3の2の表生産経営局の部畜産課の款に次の1項を加える。

19 の建 築等 及び 特 利 用 に 関 す る 法 律 (令 和 3 年 法 律 第 3 4 号) の 施 行 に 関 す る こ と。			1 同法第1条第1項の規定によること。 2 同法第1条第1項の規定によること。 3 同法第2条第1項の規定によること。 4 同法第10条第1項第3項の規定によること。 5 同法第11条第1項の規定によること。			
---	--	--	--	--	--	--

				6 同法第 14条第2 1項は規 くは定の 項の規 にの報 告は収 は又 3同条 定項の 立入規 をす査 と。こ 7 同法第 15条第 1項から 1第4項 で規 にの令 置は命 は同 5定項 公告の る。よ 8 同法第 16条第 12項の 定に取 認し消す る。こ 9 同法第 18項の 11定規 措置令 又は第2 お第 用お1 法第 法第 条第 の規 よを と。			
--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の8の表農村振興局の部農村計画課の款第6項を削り、同款第5項中「国営事業」を「国営土地改良事業」に改め、同項を同款第6項とし、同款第4項中「(以下この部において「国営事業」という。)」を削り、「国営事業の」を「国営土地改良事業の」に改め、同項を同款第5項とし、同款第3項の次に次の1項を加える。

4 大規模な 基盤整備 及びそれ び連する 農地の調 集積の推 進及びこ の整及 に關する こと。						
---	--	--	--	--	--	--

別表第3の8の表農村振興局の部農村計画課の款中第7項を削り、第8項を第7項とする。

別表第3の9の表道路都市局の部都市計画課の款中第8項を削り、第9項を第8項とし、第10項を第9項とし、第11項を第10項とし、同部下水道環境課の款第1項部内局長専決事項の欄第5号中「第25条の11第1項」を「第25条の23第1項」に、「第25条の11第7項」を「第25条の23第7項」に改め、同項同欄第6号中「第25条の11第2項」を「第25条の23第2項」に、「第25条の11第7項」を「第25条の23第7項」に改め、同項同欄第7号中「第25条の11第5項」を「第25条の23第5項」に、「第25条の11第7項」を「第25条の23第7項」に改め、同項同欄第13

号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第15条第1項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第17条第1項」に、「幹線管渠等」を「幹線管渠等」に改め、同項課長専決事項の欄第3号中「第25条の10第2項」を「第25条の22第2項」に改め、同項同欄第4号中「第25条の11第3項」を「第25条の23第3項」に、「第25条の11第7項」を「第25条の23第7項」に改め、同項同欄第5号中「第25条の17」を「第25条の29」に改め、同項同欄第6号から第8号までの規定中「第25条の18」を「第25条の30」に改める。

別表第3の9の表建築住宅局の部建築課の款第3項部（公室）長専決事項の欄第1号を削り、同項部内局長専決事項の欄中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- 9 同法第20条の規定に基づき、造成宅地防災区域を指定し、又はその指定を解除すること。
- 別表第3の9の表建築住宅局の部建築課の款第17項部内局長専決事項の欄に次の2号を加える。
- 3 同法第102条第2項の規定に基づき、除却の必要性に係る認定をすること。
- 4 同法第105条第1項の規定に基づき、容積率の特例の許可をすること。

附 則
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第3の4の表健康危機管理課の部第6項中第9号を第10号とし、第8号の次に1号を加える改正規定は、令和4年5月1日から施行する。

熊本県訓令第5号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県半導体立地支援室設置規程を次のように定める。
令和4年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県半導体立地支援室設置規程
(設置)

第1条 半導体関連産業の誘致及び集積に係る取組を推進するため、商工労働部産業振興局企業立地課に半導体立地支援室（以下「室」という。）を置く。

(分掌事務)

第2条 室の分掌事務は、前条に規定する取組の調整及び推進に関することとする。

(職員)

第3条 室に、室長及び必要な職員を置く。

- 2 室に、課長補佐を置くことができる。
- 3 室に、主幹及び参事を置くことができる。

(職務)

第4条 室長は、商工労働部産業振興局企業立地課長の命を受け、室に係る事務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

- 2 課長補佐は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
- 3 主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(専決及び代決)

第5条 室に係る事務の専決事項については、熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令第29号）第8条本文の例による。この場合において、課長専決事項は、商工労働部産業振興局企業立地課長が専決する。

- 2 前項の課長専決事項について、商工労働部産業振興局企業立地課長が不在のときは、室長が代決することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、課長専決事項のうち、あらかじめ商工労働部産業振興局企業立地課長が指定した事項については、室長が専決することができる。

(庶務)

第6条 室の庶務は、商工労働部産業振興局企業立地課において行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

熊本県訓令第6号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和4年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県広域本部処務規程の一部を改正する訓令
熊本県広域本部処務規程（平成25年熊本県訓令第27号）の一部を次のように改正す

る。
 第5条第19項並びに第6条第12項、第13項及び第33項中「農業普及・振興課」を「農業普及・振興課及び農地整備課」に改める。
 第13条の見出し中「農業普及・振興課長」を「農業普及・振興課長等」に改め、同条中「農業普及・振興課長」を「農業普及・振興課長及び農地整備課長」に改める。
 第26条第1項第20号中「(森林及び林業に係るものを除く。)」を削る。
 第35条第2項中「次に掲げる事項」の次に「(宇土市、宇城市及び下益城郡に係るものを含む。)」を加える。
 第37条第2項中「事項」の次に「第1号及び第2号に掲げる事項にあつては宇土市、宇城市及び下益城郡に係るものを含む。」を加え、「、熊本市」を「熊本市」に改め、同項第1号中「設計高」の次に「2,000万円以上」を加える。
 第47条の見出し中「農業普及・振興課長」を「農業普及・振興課長等」に改め、同条中「農業普及・振興課長」を「農業普及・振興課長及び農地整備課長」に改める。
 第118条第1項中「は、次」を「は、第24条第1項各号」に改め、同項各号を削る。
 第119条第3項第1号中「設計高」の次に「2,000万円以上」を加える。
 第122条第2項中「第118条第1項各号に掲げる」を「第118条第1項に規定する」に改める。
 第164条第1項第2号を次のように改める。
 (2) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事項のうち、次に掲げる事項
 ア 法第11条第1項ただし書及び火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第15条の規定による火薬類の貯蔵に係る指示に関する事
 イ 法第17条の規定による火薬類の譲渡し又は譲受けの許可に関する事
 ウ 法第25条の規定による火薬類消費許可に関する事
 第165条第3項第1号中「設計高」の次に「2,000万円以上」を加える。
 第173条第1項中「(第5号及び第6号を除く。)」を削る。

別表第2 県南広域本部球磨地域振興局の項中「用地課」を「用地課
まちづくり用
地課」に、「工務第二課」を「工務第二課
まちづくり工務課」に改める。

別表第8 農林水産部の部農地整備課の項分掌事務の欄中第4号を次のように改める。
 4 国営菊池土地改良事業との総合調整に関する事
 別表第8 農林水産部の部菊池台地土地改良課の項を削る。
 別表第12 総務振興課の項分掌事務の欄中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第24号までを1号ずつ繰り上げる。
 別表第13 農林水産部の部農地整備課の項分掌事務の欄中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。
 4 国営川辺川土地改良事業との総合調整に関する事
 別表第16 農林部の部農地整備課の項分掌事務の欄中第6号を削り、同部川辺川土地改良課の項を削り、同表土木部の部維持管理調整課の項分掌事務の欄第16号中「災害復旧事業」の次に「、人吉市青井地区土地画整理事業及び球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業」を加え、同部用地課の項分掌事務の欄中「こと」の次に「(令和2年7月豪雨による災害に起因する人吉市青井地区土地画整理事業及び球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業に係るものを除く。)」を加え、同項の次に次の項を加える。

まちづくり用地課	用地の取得及び地上物件等の補償に関する事(令和2年7月豪雨による災害に起因する人吉市青井地区土地画整理事業及び球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業に係るものに限る。)
----------	--

別表第16 土木部の部工務第二課の項の次に次の項を加える。

まちづくり工務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 建設工事(令和2年7月豪雨による災害に起因する人吉市青井地区土地画整理事業及び球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業に係る建設工事に限る。次号、第4号及び第5号において同じ。)の計画調整、調査、設計及び監督に関する事。 2 建設工事の総合評価方式による入札(落札者決定基準に係るものに限る。)に関する事。 3 国費又は県費による補助工事の調査及び監督に関する事。 4 建設工事及び国費又は県費による補助工事の検査に関する事。 5 建設工事の受託施行に関する事。
----------	--

附 則
 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県東京事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和4年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県東京事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県東京事務所処務規程（昭和27年熊本県訓令第1638号）の一部を次のように改正する。
第6条第2項中「掲げる事項」の次に「並びに熊本県物品取扱規則（昭和39年熊本県規則第20号）第5条第2項及び熊本県会計規則第3条第1項の規定により委任を受けた事務」を加え、「所長専決事項」を「所長専決事項等」に改める。
第7条中「所長専決事項」を「所長専決事項等（前条第2項の規定により次長が専決することとされた事項を除く。）」に改める。

附 則
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

熊本県訓令第8号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県大阪事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和4年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県大阪事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県大阪事務所処務規程（昭和40年熊本県訓令甲第12号）の一部を次のように改正する。
第6条中「に事故がある」を「の専決事項について、所長が不在の」に、「その事務を代決する」を「代決することができる」に改める。

附 則
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

熊本県訓令第9号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県八代児童相談所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和4年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県八代児童相談所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県八代児童相談所処務規程（昭和45年熊本県訓令第4号の4）の一部を次のように改正する。
第2条第2項及び第3項を削り、同条第1項中「課長補佐」を「、課長補佐」に改め、同項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。
相談所に、次長を置くことができる。
第6条を第7条とする。
第5条中「所長があらかじめ指定した職員」を「次長」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第6条とする。
2 前項の場合において、次長が不在のときは、所長があらかじめ指定した職員が代決することができる。
第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。
(職務)
第3条 次長は、所長の命を受け、所長を補佐する。
2 課長補佐、主幹及び参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。
3 所付は、上司の命を受け、下命の事務を処理する。

附 則
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

熊本県訓令第10号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和4年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令
熊本県農業研究センター処務規程（平成元年熊本県訓令第23号）の一部を次のように改正する。

別表第3畜産研究所の部大家畜研究室の項分掌事務の欄中「育種、改良及び」を削り、同部中小家畜研究室の項分掌事務の欄第2号を削り、同部生産基礎技術研究室の項分掌事務の欄中「生産技術」の次に「並びに肉用牛の育種及び改良」を加え、同部飼料研究室の項分掌事務の欄に次の1号を加える。

3 畜産環境の整備及び保全の試験研究に関すること。

別表第3畜産研究所の部草地畜産研究所の項分掌事務の欄第2号中「育種、改良及び」を削る。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

熊本県訓令第11号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令

熊本県高度情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程（平成10年熊本県訓令第26号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項及び第2項中「情報政策課長」を「システム改革課長」に改め、同条第5項を削る。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

熊本県訓令第12号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県兼職命令規程の一部を改正する訓令

熊本県兼職命令規程（平成21年熊本県訓令第45号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中	「企画振興部企画課	企画振興部地域・文化振興局地域振興課	を
		企画振興部地域・文化振興局文化企画・世界遺産推進課	
		企画振興部交通政策・情報局交通政策課	
		企画振興部球磨川流域復興局付	

「企画振興部企画課	企画振興部地域・文化振興局地域振興課	に改める。
	企画振興部地域・文化振興局文化企画・世界遺産推進課	
	企画振興部交通政策・統計局交通政策課	
	企画振興部球磨川流域復興局付	
企画振興部デジタル戦略局システム改革課	企画振興部デジタル戦略局デジタル戦略推進課	

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

熊本県訓令第13号

熊本県公営企業管理規程第3号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関
企 業 局

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

熊本県行政文書管理規程（平成24年熊本県訓令第9号、平成24年熊本県公営企業管

理規程第9号)の一部を次のように改正する。
 第3条第3項中「企業局次長」を「総務経営課長」に改める。
 第4条第3項中「総務経営課長」を「企業局政策調整審議員」に改める。
 別表第1の1の項中「統計調査課 統」を削り、「交通政策課 交政」を「交通政策課 交政」に、「情報政策課 情政」を「デジタル戦略推進課 デジ」に改める。
 別表第1の2の項中「菊池台地土地改良課 北菊土改」及び「川辺川土地改良課 球磨川土」を削り、「用地課 球磨用」を「用地課 球磨用」に、「工務第二課 球磨工二」を「工務第二課 球磨工二」に改める。
 附 則
 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

熊本県訓令第14号

本庁各部(公室・局)課(グループ)各地方出先機関
 熊本県空港アクセス整備推進室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和4年3月31日
 熊本県知事 蒲島郁夫
 熊本県空港アクセス整備推進室設置規程の一部を改正する訓令
 熊本県空港アクセス整備推進室設置規程(平成31年熊本県訓令第4号)の一部を次のように改正する。
 第1条中「企画振興部交通政策・情報局交通政策課」を「企画振興部交通政策・統計局交通政策課」に改める。
 第4条第1項及び第5条中「企画振興部交通政策・情報局交通政策課長」を「企画振興部交通政策・統計局交通政策課長」に改める。
 第6条中「企画振興部交通政策・情報局交通政策課」を「企画振興部交通政策・統計局交通政策課」に改める。
 附 則
 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

熊本県訓令第15号

本庁各部(公室・局)課(グループ)各地方出先機関
 熊本県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和4年3月31日
 熊本県知事 蒲島郁夫
 熊本県公印規程の一部を改正する訓令
 熊本県公印規程(昭和32年熊本県訓令甲第20号)の一部を次のように改正する。
 別表第1の31の項公印の種類欄中「熊本県企画振興部交通政策・情報局長印」を「熊本県企画振興部交通政策・統計局長印」に改め、同項使用する機関欄中「企画振興部交通政策・情報局」を「企画振興部交通政策・統計局」に改め、同表中75の項を76の項とし、32の項から74の項までを1項ずつ繰り下げ、31の項の次に次の1項を加える。

32	熊本県企画振興部 デジタル戦略局長 印	方 2 1	一般文書用	企画振興部デジタル戦 略局	デジタル戦略推 進課長
----	---------------------------	-------	-------	------------------	----------------

別表第2の31を次のように改める。

31

熊 本 県 企 画 振
興 部 交 通 政 策
・ 統 計 局 長

縦 21 横 21

別表第2中75を76とし、32から74までを1ずつ繰り下げ、31の次に次のように加える。

32

熊 本 県 企 画 振
興 部 デ ジ タ ル
戦 略 局 長

縦 21 横 21

別表第3中13の項を19の項とし、12の項を18の項とし、11の項を15の項とし、同項の次に次の2項を加える。

16	熊本県水産研究センター ター所長印	方 21	水産研究センター	水産研究センター 所長
17	熊本県何家畜保健衛生 所所長印	方 21	家畜保健衛生所	家畜保健衛生所 所長

別表第3中10の項を14の項とし、5の項から9の項までを4項ずつ繰り下げ、4の項を5の項とし、同項の次に次の3項を加える。

6	熊本県観光戦略部販 路拡大ビジネス課長 印	方 21	観光戦略部販路拡大ビジネス課	販路拡大ビジネ ス課長
7	熊本県何保健所印	方 30	保健所	保健所長
8	熊本県食肉衛生検査 所印	方 30	食肉衛生検査所	食肉衛生検査所 所長

別表第3の3の項の次に次の1項を加える。

4	熊本県観光戦略部長 印	方 24	観光戦略部	県政情報文書課 長
---	----------------	------	-------	--------------

別表第4中13を19とし、12を18とし、11を15とし、その次に次のように加える。

1 6

熊	本	県	水
産	研	究	セ
ン	タ	ー	所
			長

縦 21

横 21

1 7

熊	本	県	Ⓚ	Ⓛ
家	畜	保	健	
衛	生	所	長	

縦 21

横 21

別表第4中10を14とし、5から9までを4ずつ繰り下げ、4を5とし、その次に次のように加える。

6

熊	本	県	観	光
戦	略	部	販	路
拡	大	ビ	ジ	
ネ	ス	課	長	

縦 21

横 21

7

熊	本	県		
Ⓚ				Ⓛ
保	健	所		

縦 30

横 30

8

熊	本	県
食	肉	衛 生
検	査	所

縦 30 横 30

別表第4の3の次に次のように加える。

4

熊	本	県
観	光	戦
略	部	長

縦 24 横 24

附 則
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。